

学校教育目標



夢 に向かっていく生徒
命 を大切に作る生徒
絆 を互いに深め合う生徒



須和田が丘

令和3年度
学校だより No. 29
令和4年1月26日

市川市立第二中学校
校長 石田 清彦

ホームページ <http://www.dai2-tyu.ichikawa-school.ed.jp/>

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について 2

1月21日よりまん延防止等重点措置が適用されましたが、千葉県の新規感染者数は、連日のように過去最高を更新しています。

本校でも、3学級で学級閉鎖を行うなど、感染拡大は顕著にみられています。

このため、「須和田の丘 No.27」に引き続き、「新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応」についてお知らせいたします。

(1) 生徒に感染が確認された場合について (補足)

- ① 生徒に感染が確認され、当該生徒が感染可能期間に登校していた場合、状況確認のため、当該生徒の最終登校日より3日間の学級閉鎖を、所属学級で行います。
- ② 3日間の閉鎖の間に、他の生徒に発熱等の症状が見られなければ、閉鎖は解除します。
- ③ 3日間の閉鎖の間に、他の生徒に発熱等の症状が見られた場合は、閉鎖を1～2日間延長して、感染拡大の状況を確認します。
- ④ 3日間の閉鎖の間に、他の生徒に感染が確認された場合、または複数の生徒に発熱等の症状が見られた場合は、閉鎖を4日間延長します。(合計7日間になります)
- ⑤ 3日間で閉鎖を解除し、4日目に登校したところ感染が確認された場合は、他の生徒に感染が確認された場合として、③と同じ扱いになります。但し、合計7日間の起算日は、新たに感染した生徒の感染可能期間中の最終登校日となります。
- ⑥ 感染が確認された生徒と同じ部活動で活動する生徒(他学級・他学年)の出席停止期間は、①～④が原則となりますが、当該生徒の参加状況によって異なる場合もあります。

(2) 教職員に感染が確認された場合について (修正)

- ① 教職員が感染した場合は、原則として関係する学級を閉鎖するのではなく、濃厚接触者となった生徒を出席停止にすることとしていましたが、学級担任については、給食指導を行うなど、生徒との距離や一緒に過ごす時間が濃厚である場面もあることから、学校医と相談の上、学級担任は「(1) 生徒に感染が確認された場合について」と同様に扱うこととします。
- ② 給食指導を行わない教職員については、これまで通り、関係する学級を閉鎖するのではなく、濃厚接触者となった生徒を出席停止といたします。

(3) 学級閉鎖期間中の学習について

- 学級閉鎖期間中はタブレットを活用して学習指導を行います。基本的には時間割通りの学習を、それぞれの教科担当が進められるように、現在準備を行っております。準備が整い次第実施してまいります。オンライン指導のため、通常の授業通りとはいきません。教科によって指導内容も異なっておりますので、ご承知おきください。
- 文部科学省の通知では、年間指導計画に沿って学習を行い、生徒の学習状況及び成果を適切に把握することができる場合は、オンラインの学習指導を「特例の授業」として、再度学校の授業で取り扱わないことができるとしています。(授業日ではないですが履修として認められます。)今後、閉鎖期間によっては、登校後の授業では履修内容全てを指導できないケースも出てきます。その場合は、オンラインで「授業」を進める場合がありますことをご承知おきください。但し、機器の故障等でオンラインに参加できなかった生徒や、特例の授業では学習内容が定着しなかった生徒などには、登校後に個別の補習を実施するなどして、対応してまいります。
- このため、タブレットの日々の持ち帰りに加えて、ワーク等も持ち帰るよう指導してまいりますので、各ご家庭におかれましても、ご指導いただきますようお願いいたします。
- また今後は、生徒は登校できても、教職員が出勤できないケースも考えられます。できる範囲で補講を組んで対応してまいります。ICTを活用して遠隔授業を行ったり、1人の教員が複数の学級を担当したり、または自習となったりするなど、様々なケースが想定されますので、ご承知おきください。

保護者の皆様におかれましては、ご理解ご協力を賜りますよう、お願いいたします。